

新宿区教育委員会会議録

平成21年第11回臨時会

平成21年11月25日

新宿区教育委員会

平成21年第11回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成21年11月25日(水)

開会 午後 1時54分

閉会 午後 2時50分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	白 井 裕 子	委員長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	松 尾 厚	委 員	菊 池 俊 之
教 育 長	石 崎 洋 子		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 柳 俊 彦	参 事	教 育 政 策 課 長	竹 若 世 志 子
副 参 事	松 田 浩 一	参 事	事 務 取 扱	
		参 事	教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課	管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎			

議事日程

議 案

- 日程第 1 議案第 4 6 号 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 4 7 号 新宿区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 4 8 号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 4 9 号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

報 告

- 1 新中央図書館等の検討経過について

(副参事「新図書館・学校情報化推進担当」)

開 会

白井委員長 ただいまから平成21年新宿区教育委員会第11回臨時会を開会します。

本日の会議には熊谷委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、菊池委員にお願いします。

議案第46号 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例

議案第47号 新宿区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第48号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第49号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

白井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第46号 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第2 議案第47号 新宿区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第3 議案第48号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第4 議案第49号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」を議題とします。

説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 では、第46号議案と第47号議案は関連しているので、まとめて御説明いたします。

まず、概要に記載がございますが、第46号議案の新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例ですが、区の特別職報酬等審議会において区長等の給料等の改定の答申が出されましたので、教育長の給料の額、期末手当を改正する必要があるためでございます。

本年10月の特別区人事委員会勧告では、給料月額について公民較差0.38%と、また期末手

当の支給月数を0.35カ月分減額と勧告されております。その勧告を踏まえて出された報酬等審議会の答申によりまして、教育長の給料月額を0.38%減額し、特別職については勤勉手当がないことから一般職の職員の期末手当の0.25カ月分を減額するという改正内容です。給料等の月額は記載のとおりです。給料月額の1,000円未満の端数については、500円以上は切り上げ、500円未満は切り捨てという処理をしております。

次に、期末手当についてですが、既に6月支給のときに0.2カ月分凍結しておりますので、今回の12月では0.05カ月分の減額改正をするものでございます。

新旧対照表を見ていただきますと、新旧対照表で第4条の第4項でございますが、6月に支給する場合においては100分の140を、12月に支給する場合においては100分の160をとということで、6月分もあわせてここで改正をいたしてございます。

次に、施行日ですが、給料月額については12月分から改正となりますので、平成21年12月1日からとし、期末手当については12月1日が基準日となるため公布の日、今のところ11月30日を予定してございます。

次に、第47号議案の新宿区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ですが、同様に特別職の報酬等審議会において区長等の給料等の答申を踏まえて、教育委員の報酬を0.38%引き下げるというものでございます。1,000円未満の端数処理は教育長の場合と同様でございます。

報酬月額は記載のとおりでございます。

施行日は平成21年12月1日となっております。

次に、第48号議案について御説明いたします。

新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ですが、これも特別区の人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の期末・勤勉手当の支給月数、それから地域手当の支給割合及び給料表等を改正するものでございます。

改正内容ですが、大きく分けまして4項目あります。1つ目は期末・勤勉手当の支給月数の改定、2番目は地域手当の支給割合の改定、3番目は公民較差等、給料表等の改定、そして4番目は平成22年3月期の期末手当で特例措置を行うという内容になっております。

まず第1の(1)期末・勤勉手当の支給月数の改定です。年間支給月数を4.5カ月分から0.35カ月分引き下げ、4.15カ月分とするものです。表を見ていただきますと、2つの表がございます。改正には第1条と第2条を予定しておりまして、第1条は21年度分の改正でございます。そして、(2)の第2条は22年度から適用の改正です。このような改正が二段構え

となるのは本年度6月支給のときに附則の改正で0.2カ月分の減額の特別措置を行ったことによるものです。

まず、第1条関係ですが、一般職員については先ほど申しあげましたように、6月で、期末手当を0.15カ月分、勤勉手当を0.05カ月分の合計0.2カ月分を減額しておりますので、残りの0.15カ月分を期末手当の3月で0.1カ月分、そして勤勉手当は3月の算定がないことから、12月で0.05カ月分をそれぞれ減額いたします。その結果、年間で期末手当は2.75カ月分、勤勉手当は1.4カ月分となりまして、合計4.15カ月分となるという計算でございます。

同様に、管理職員の場合ですけれども、残りの0.15カ月分を3月の期末手当から減額し、年間の期末手当は2.35カ月分、勤勉手当は1.8カ月分とするものです。

再任用職員についても3月の期末手当を0.5カ月分減額し、一般職員では年間の期末手当・勤勉手当が1.5カ月分、0.7カ月分、管理職員で1.3カ月分、0.9カ月分とそれぞれなるものでございます。

なお、新旧対照表をつけておりますが、そちらを見ていただき、改正案と現行のところを比較しますと、6月分のところは改正してございませんので、3月期と12月部分のところを改正しているという内容になっているものでございます。

次に、(2)の第2条の22年度の期末手当・勤勉手当の支給月数ですが、6月期の場合は、先ほど述べたように附則の改正で対応していたので、22年度のところで本則からの改正を行いまして、従来どおりの支給月数割合に改正を行うものでございます。この一覧表を見ていただきますと、例えば3月期のところで0.15カ月分から0.25カ月分、0.1カ月分増額するなどしております。これは21年度の改正のときに、3月期で調整する関係から、3月期の分をかなり減額の幅が大きく減額されておりましたので、それを戻しているという改正を行っているものでございます。

次に、地域手当の支給割合の改定でございます。こちらは概要説明の3ページを見ていただきたいと思っております。地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の合計額の100分の18の範囲内と規定してございます。また、平成22年度までに順次18%になるよう、段階的に引き上げてきております。そして、附則の第5条でこの割合を毎年規定していたことから、本年につきましては100分の16を100分の17の範囲内に引き上げるものでございます。

次に、第3でございます。給料表の改定ですが、先ほど説明しました地域手当の改定に伴い、給料月額の給料表を1%分引き下げるとともに、人事委員会勧告の公民較差0.38%分もあわせて減額改定するものでございます。なお、国の初任給との均衡や人材確保の観点から、

初任給の号給についてはこれらの引き下げを行わない上、若年層の号給部分はその引き下げを緩和するような措置を行っているところでございます。

第4に、平成22年3月期の期末手当に関する措置ですが、附則の第3項で4月から12月分の給料、そして6月、12月の期末手当・勤勉手当、それぞれ0.38分の較差がございますので、その減額調整を3月の期末手当で行うと規定しております。理由は、事務処理の関係から12月からは間に合わないため、3月期にということでございます。

施行日でございますが、第1の(1)の期末手当・勤勉手当については12月1日が基準日となるため公布の日とするもので、先ほど申し上げたように11月30日を予定しております。

第2、第3、第4についての改正ですが、先ほど説明した第4番目の3月期における調整措置を行う関係から、平成22年の1月1日から施行するものです。

また、第1の(2)で御説明しました平成22年度の給料表につきましては、平成22年度分でございますので、平成22年4月1日から施行するものでございます。

次に、第49号議案について御説明いたします。

新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件でございます。第4回新宿区議会定例会に提案される新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が可決、制定、公布された場合に、これに伴う改正及び12月の期末手当・勤勉手当から適用する改正規則を条例公布の日に制定、公布する必要がありますが、日程の制約から教育委員会を招集できないため、あらかじめ教育長に臨時代理の指示を行うものでございます。

指示の内容ですが、概要に記載のとおり、新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則及び、同じく勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、同じく給与に関する条例の一部を改正する条例が公布される日に制定、公布するというものです。ただし、その条例が原案どおり可決、制定され、公布された場合に限りとしているものでございます。

新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則改正の内容ですが、大きく分けて3項目の改正がございます。まず、第1項目は、今まで支給割合の算定方式を、在職期間を算定していた方式から欠勤日の日数の積み上げによる算定方式に改め、その関係から所要の規定を整備するものでございます。

在職期間方式、欠勤日等の日数の積み上げ方式はそれぞれ概要に記載の説明のとおりでございます。新旧対照表の7ページを見ていただけますでしょうか。別表第1(第4条関係)

と表が記載してあります。改正前は、期末手当の基準日が3月1日または6月1日である場合と、基準日が12月1日である場合のそれぞれの在職期間の日数で支給割合が決まっていた。改正後は、欠勤等日数、それぞれ何日未満となっておりますが、それに合わせて支給割合が記載されてございます。このような形に変わるというものでございます。

では、また概要に戻っていただきます。従来、在職期間からいろいろ除算していた項目が幾つかございます。改正後は欠勤等の日数に算定する方法を定める必要があるため、6項目にわたりまして規定を整備しております。この欠勤日等の日数の算定方法ですけれども、第1番目は1日の正規の勤務時間が7時間45分なので勤務しない時間を7時間45分で1日とするものでございます。また、欠勤の理由が病気、介護、育児などによりまして、1日の算定が2分の1日や、また3分の1日など、それぞれに算定措置がされているものでございます。

次に(2)でございますが、新規採用職員の場合、通常6月の期末勤勉手当は3月1日が基準日となっておりますが、従来の在職算定方式と支給割合が変わらないよう、3月の区職員でない期間から週休日などを除算した日を欠勤日数に加算するという措置を行うというものでございます。

次に(3)は、育児短時間勤務職員の短縮分に相当する期間の算定を定めているものでございます。

次の(4)は、再任用等短時間勤務職員の欠勤日数の算定を規定しております。

次の(5)は、時間単位の私事欠勤や育児部分休業などの欠勤日数の算定を規定しているものでございます。

そして(6)は、他団体に派遣されている職員や、例えば国等から職員が引き続いて区職員になった者について、その派遣期間中もしくは国等の在職期間中に欠勤しているような日数があった場合に、それらを勤務しない時間とみなして算定するという規定を入れてございます。

そして最後、規定整備でございますが、新旧対照表をご覧ください。

まず、新旧対照表の1ページ、期末手当に関する規則新旧対照表でございます。第2条第1項第2号でございます。「休職中の職員」という部分に下線がついてございますが、ここは略称規定を置いていましたけれども、以下の条文でそれは使用することがないということで、こういったところを削除いたします。

また、「新宿区職員として在職した期間」というところを「条例の適用を受ける職員として在職した期間」と、文言を正確に規定しております。

次に第3条でございます。「育児休業法第2第1項の規定により育児休業をしていた期間」とありますが、職員に着目して規定を整備し直した結果、実は既に読みかえ規定をしているところがあり、「育児休業中の職員」という言葉がありますので、その言葉をここで使わせていただいているというような語句の訂正を行っております。

同様に、2ページ目の第3条第6号のところ、「大学院修学休業中の職員の規定」というところが第6号にございますが、このところも職員に着目した結果、「大学院修学休業中の職員」というような表現に改めているところでございます。

そのほか、6ページの第10条に「当該職員」とありますが、こういったところは語句の整理をさせていただいたりしております。

同様に、7ページの第12条の第6項ですが、ここも「当該職員」と「職員」というところで語句の整理している、こういったことで規定を整備しているものでございます。

なお、この新旧対照表について、先ほど改正した部分について簡単に御説明していきますと新旧対照表の3ページ目です。2ページ目から3ページ目にかけて第5条があります。そして、「欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間ごとに当該欠勤等の期間から除いた日における」という記載、勤務しない時間を合計した時間を、7時間45分をもって1日とするなどの規定がありまして、ここがいわゆる欠勤日の加算はどういうものを加算していくかということ細かく規定しているところでございます。

(1)のところは病気休職の場合の休職のときを規定しております。そして(2)の「休職規則第2条各号の規定」とは学術研究等、そういったことで休職した場合の規定をしております。また、(3)の「第2条第1項第3号に掲げる」とありますが、これは刑事事件等で起訴された場合の休職、そういったことが該当しております。また、(4)の「第2条第1項第4号に掲げる職員」というのは停職を受けているというような場合が該当しております。次の(5)の「第2条第1項第5号」とは、組合の専従許可を受けている場合の期間を言っております。そして(6)は「育児休業中の職員」、そして(7)は「大学院修学休業中の職員」、そして(8)、職務免除で職免と言いますが、「職免条例第2条の規定により」ということで、例えば無給職免と言っておりまして、無給の妊産婦の休養の職免、組合活動の職免、その他、他団体に派遣して講演を行った場合などを除く場合の無休職免などの規定が入っております。そして次のページをお開きいただきますと、第9、「私事欠勤の取扱いを受けた期間」、このようなものが欠勤等の日数に加算する場合の規定となっているものでございます。

施行の日でございます。これは公布の日からということでございます。ただし、例えば平成21年12月に支給する期末手当から適用する必要がございますので、11月30日を予定しているところです。

次に、新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。こちらも期末手当と同様に、勤勉手当の支給割合の算定方式を勤務期間方式から欠勤等日数の積み上げ方式に改めるとともに、それに必要な規定を整備するものでございます。ほぼ内容は同じですので、主に違うところだけを簡単に御説明させていただきます。

概要の次のページをお開きいただきますと、勤勉手当につきましては(2)の結核休職期間の規定がございます。従いまして、結核休職期間のある職員の勤勉手当の支給割合の算定方式についても、欠勤等の日数の積み上げ方式に改めるという改正を行っているものでございます。

次に、欠勤等の日数の算定方法でございますが、(6)のところでは介護休暇により勤務しない期間の算定がございます。これは勤勉手当での規定と同様に、その期間が30日を超えない場合は、今まで在職期間の中からその分を差し引いておりませんでしたので、この部分については欠勤日数としないという規定をしているものでございます。

そして、次の3の職員の勤勉手当の支給月数を条例改正に合わせて改正するという事で、職員の勤勉手当の支給月数については、条例では大きく総額だけを決めておりますが、勤勉手当とは、成績率に応じて個々の職員について支給額を定めているのが勤勉手当に関する規則でございます。12月期の基準を0.70とするという規定を入れるものでございます。

そのほかはほぼ同様でございます。

施行日は公布の日からとするものでございます。平成21年12月に支給する勤勉手当から適用するためでございます。

白井委員長 説明が終わりました。

ただいま説明のあった4件の議案のうち、内容が関連する議案を一括して討論、質疑及び採決を行いたいと思います。教育長及び教育委員の報酬等に関する議案である議案第46号及び議案第47号を一括して、次に、幼稚園教育職員の給与に関する議案である議案第48号及び議案第49号を一括して、それぞれ討論、質疑及び採決をしたいと思いますがいかがでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 それではまず、議案第46号及び議案第47号を一括して討論、質疑及び採決を行

います。御意見、御質問をどうぞ。

ありませんか。特に御意見、御質問がなさそうですので、討論及び質疑を終了いたします。
議案第46号及び議案第47号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案46号及び議案47号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第48号及び議案第49号を一括して討論、質疑及び採決を行います。御意見、御質問をどうぞ。

よろしいでしょうか。特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

議案第48号及び議案第49号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第48号及び議案第49号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告 1 新中央図書館等の検討経過について

白井委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

事務局から説明をお願いします。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 新図書館・学校情報化推進担当でございます。

報告 1、新中央図書館等の検討経過について御報告いたします。

新しい中央図書館等の検討につきましては、第一次実行計画で、今年度と来年度の2カ年で、そのあり方の方向性をまとめるということになってございます。7月開催の本委員会で検討組織の設置などについて御報告をさせていただきましたが、本日はその後の検討経過について御報告いたします。

まず資料の1番、新中央図書館等基本計画策定委員会について御報告いたします。

本委員会は9月10日に第1回を開催いたしました。まず会長、副会長の互選をいたしました。会長には早稲田大学理工学術院の深澤良彰教授、副会長に青山学院大学人間科学部の野末俊比古准教授を選出いたしました。その後、区長及び教育委員会から新しい図書館等の検討などについて諮問をさせていただきました。

当日の質疑としましては、委員会の運営方法、目指すべき図書館像、アンケートやヒアリング調査について活発な御議論をいただきました。

次に2番目、アンケート調査の実施についてでございます。

中央図書館の検討に際しまして、大きく分けて3つの調査を実施いたしました。こちらの資料に書いてあります来館者調査と郵送調査、それから関係団体へのヒアリング調査の3つでございます。来館者調査から御報告いたします。

左上に小さく資料1と書いてあるつづりをご覧ください。新宿区立図書館ご利用者アンケート（来館者調査）調査結果と書いてあるものです。

まず、2ページでございます。

本調査は実際に区内10カ所の図書館の入り口付近に調査員を配置しまして、図書館の御利用者に対して聞き取りで行ったものです。調査日時は資料のとおりでございます。回収目標を1,000票としておりましたが、1,193名の皆様に御協力をいただきました。

調査員が使用しました実際の調査票が、28ページ、29ページでございます。簡単に設問を御説明申し上げます。28ページをご覧ください。

1問目が図書館の利用頻度を聞いています。問2、利用目的。問3、現在の図書館の資料、サービス、施設などの満足度、重要度を項目ごとに聞いています。問4につきましては、図書館の総合評価を聞いています。5問目は、新しい図書館の機能について、例示を挙げて充実させてほしいものを3つまで答えていただいております。6問目は、新しい図書館の機能について、例示を挙げずに自由にお答えくださいということでお答えをいただいているものです。最後、7問目は、回答者の属性についてお伺いしたものです。

集計結果について主立ったものを御紹介します。資料の5ページです。

本調査の集計は5ページと6ページにありますように、各設問に対して年代別の内訳と図書館別の内訳を記載しております。5ページのグラフの上のトータルにございますように、利用者の中では1週間に1度以上図書館にいらっしゃる方が53.8%とかなりの率になっております。特にグラフの中ほど、70代の男性につきましては、17.4%の方がほぼ毎日図書館を利用されているとお答えになっております。

次に7ページをお開きください。

利用目的です。8割以上の方が本、雑誌を借りる・返すということで図書館を利用になっていると、83.2%の方がお答えになっております。

13ページをお開きください。

現在の図書館サービス等の満足度、重要度についてCS分析（顧客満足度）を行っております。13ページのグラフにありますように、すべての項目についてプラスに表示をされてお

りますので、全体的には図書館のサービス、満足度、重要度ともに低くないという結果になってございます。

その中でも各項目を相対的に見ますと、14ページに右側の部分だけ取り出したものがございます。14ページのグラフは満足度と重要度の加重平均の線を青線に入れてございます。満足度が縦に入っている0.62の線、重要度が横に入っております0.90という線でございます。この平均値の線を青線に入れますと右上と左下に、おおむね2つに分かれるということがございます。左下の部分が比較的満足度も重要度も低い分野というようなことが言えます。この一覧が次のページにございます。

その一覧がDの分野ということがございます。9番のレファレンスサービスから17番のリサイクル資料の無償提供ということがございます。このDの領域については満足度、重要度とも比較的低いと言え、改善を要する分野ということがございますが、もう少し詳しく見ていきますと、例えば12番、13番のところに子ども関係の設問がございます。これらについては、子どものいる方でなければなかなか関心を持ってもらえない。そういう意味で満足度、重要度も低目の数値になっているのではないかと考えております。

右側の16ページに、この2問に関して年代別であらわしたグラフを載せております。これを見ますと、上のグラフも下のグラフも30代、40代の女性のところは満足度が高いと出ていますので、やはりそういう傾向があるのではないかと考えております。

また、15ページのDの部分の障害者向け関係のサービスですが、こちらの項目につきましてもやはり一般の方の満足度、重要度にかかわらず、行政の責任としてやっていかなければならないことはあるのではないかと考えております。

次に17ページをご覧ください。

図書館の総合評価についてです。全体を見ますと、「満足」、「やや満足」を合計しますと85.2%ということで、図書館については利用者から非常に高い評価をいただいているということが言えると考えております。

23ページ以降に新しい図書館に求める機能ということで、回答者の方に自由にお答えをいただいた意見が列挙してございます。後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、資料2と小さく書かれた郵送調査の資料の2ページをご覧ください。

こちらの調査につきましては、図書館の利用者に限らずに住民基本台帳から無作為に3,000名を選ばせていただきまして、郵送で行った調査でございます。こちらの1,162名の方に御回答をいただきました。先ほどの利用者アンケートと異なっている部分を中心に御紹介

をいたします。5ページをお開きください。

来館者頻度の調査でございます。全体を見ますと、グラフの一番上のトータルの部分でございますが、図書館をほとんど利用されないとお答えの方が50.5%、年に数回利用されるとお答えになっている方が20.8%、月に1回が11.1%と続いております。

この調査全体に関して、毎日利用している方から2週間に1回程度利用される方を高利用者と定義しております。また、利用が月に1回から年数回くらいまでの方を低利用者と呼ぶこととしております。この調査では、年代別とともに、この利用頻度による集計を載せている設問がございますので、以降そのようにお考えください。

大変大ざっぱに申しますと、高利用者が2割、低利用者が3割、ほとんど利用されない方が5割という割合になってございます。

次に9ページをご覧ください。

図書館の利用目的を頻度別に集計したものでございます。高利用者と低利用者を比較しますと、一番左側の項目ですが、本・雑誌を借りる・返す、こちらは高利用者が高いパーセンテージとなっております。しかし、調べ物をするという項目や勉強をするという項目については高利用者よりも低利用者が高い割合という結果となっております。

次に、22ページから31ページまでは先ほどの来館調査で聞いていない設問を特に郵送調査で聞いた項目ですので、後ほどご覧いただければと思っております。

32ページ、33ページをお開きください。

新しい図書館に求める機能を聞いたものです。頻度別の集計が34ページに載っております。この中で、表の一番上の段ですが従来型の図書館サービスの典型といえる一般図書・雑誌・新聞の充実という項目は頻度別集計で高利用者が最も高く、90.2%がこの項目が重要であるとお答えになっております。

しかし、新しい図書館サービスと言われる中ほどの段ですが、カフェ・喫茶スペースなどの交流スペースの確保という項目、あとその2段上の自分のパソコン等が利用できるスペースの確保というような、この2つの項目については、高利用者よりも低利用者のほうが重要とお答えになった方が10ポイント以上、上回っております。

このようなことから総じて申しますと、高利用者は従来型の施設・サービスに対して要望が強く、低利用者については比較的新しい図書館のサービスに対して要望が強いと言えますと考えております。

35ページ以降に、先ほどと同じように郵送で聞いた自由意見が列挙してございますので、

後ほどご覧ください。

3つ目の調査、A3判の資料をご覧ください。

こちらのヒアリング調査につきましては、今までのアンケート調査、要するに量的な調査では把握できないような特殊事情であるとか、新しいアイデアなどをお伺いするために実施した調査でございます。

お話をお伺いした団体は、1枚目の1ページの表にありますとおり、26団体・個人ということですが、それぞれの団体・個人に対してインタビュアーが30分から60分程度、御意見をお伺いするという形で行いました。

全体の概要を1枚目の右側のページに載せております。各団体ごとの概要は2枚目以降にまとめてありますので、後ほどご覧ください。

対象とした団体が多岐にわたりますので、一言でまとめることは難しいのですが、総じて申しますと、メディアセンター機能であるとか、コミュニティ機能などに高いニーズが認められました。また、それぞれの団体が自分たちの専門性を生かした連携をお申し出いただくなど、今後発展性のあるお話を多数お伺いできたと考えております。

アンケート調査、ヒアリング調査の内容につきましては、新図書館等基本計画策定委員会に報告しまして、調査結果について御議論をいただき、分析を深めていきたいと考えております。

最後に、最初の1枚のペーパーにお戻りをいただきます。3番の新しい図書館を考えるつどいについてでございます。

区民や利用者の方にワークショップ形式で新しい図書館について考えていただくものです。3回シリーズとなっております。既に2回終了してございます。

1回目は中央図書館を全員で見学していただきまして、その見学で感じたこと、またはそれぞれ御自身がそれまで図書館を利用してきた経験から、図書館の課題という内容で話し合いを行いました。

2回目につきましては、1回目の議論を受けまして、課題を解決するために「こんな図書館があったらいいな」という題としまして、それぞれ参加者の方に話し合いをしていただきました。

3回目は、その出し合った意見はすべて実現できるということではございませんので、御自分たちで出た意見のアイデアの順位づけをしていただくということで考えてございます。こちらのつどいでまとめた意見については、基本計画策定委員会に御報告して検討してま

いります。

以上、報告を終わります。

白井委員長 説明が終わりました。報告1について御意見、御質問のある方はどうぞ。

松尾委員。

松尾委員 幾つか質問があります。まず第1に、利用者のアンケート並びに郵送調査ですが、いずれも年代別というところを見ますと20代からになっておりますが、10代については調査しないのでしょうか。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 説明不足で申しわけありません。若干漏れておりましたが、おおむね調査は18歳からということでさせていただきました。10代は18、19歳だけですので、数的には20代というところに含めて、こちらの資料では表示しております。そのほか、それ以外の高校生であるとか中学生であるとかはヒアリングでお話をお伺いするというような形で考えてございます。

松尾委員 そのヒアリングで対応したものと、それからこちらの20歳代以降のアンケート調査について、それはどのようにマッチさせて検討していくのでしょうか。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） ヒアリング調査につきましては量的な調査ではございませんので、こちらの報告書をじっくり読みまして、たとえお一人の意見であっても、きらりと光るような意見があれば、それを採用させていただきたいと考えております。

また、今回のヒアリングについては、特に障害者団体の関係の方、障害別に、目が御不自由な方であるとか、耳が聞こえない方であるとか、体幹機能障害の方であるとか、それぞれお聞きしていますので、そのような方々の声については、今ユニバーサルデザインの発想もございまして、できる限り取り入れていきたいと考えております。

松尾委員 私自身は中学生のころ、随分、新宿区の図書館を利用させていただきまして、すごく助かった、役に立った覚えがありますので、ぜひ若い方の意見も聞いていただいて、ここは教育委員会ですから、やはり教育にプラスになるような方向の検討も怠らないようお願いしたいと思っております。

それで、もう一点ですが、新しい図書館に求める機能ということで設問がありましたけれども、新宿区の図書館は中央図書館が1つありまして、それ以外に地域に図書館があるという形になっています。そうしますと、中央図書館の機能、それから地域の図書館の機能ということ、それぞれ良いところを補完しながら全体として良い形になるように設計していくことが必要かと思えます。単純に新しい図書館といいますが、その機能の中には、もしかし

たら地域図書館のほうがふさわしい機能もあるかと思えますし、ものによっては地域図書館では実現するのが難しいから中央図書館でやっていこうというものもあるかと思えます。そのあたりの検討はどのようになさるのでしょうか。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 委員御指摘のとおり、新しい図書館の機能を考えていくということは、地域図書館との関係といえますか、役割分担と申しますか、そういったもの抜きでは新しい図書館は、中央図書館だけを考えたのでは完成しないと考えておりますので、こちらの基本計画策定委員会で、その辺も含めて全体の役割分担も含めて検討をしていきたいと考えております。

その点で1点だけ御紹介をいたしますと、今回、資料2の郵送調査の報告書ですが、先ほど御説明を割愛させていただきましたけれども、資料のそろえ方ということで26ページに出しております。地域図書館ごとに資料の特色を出すべきであるという考え方と、地域図書館もバランスよく資料をそろえたほうがよいという2つの対立する意見といえますか、どちらの考え方に近いですかというような設問を用意しまして、地域図書館のあり方等々の検討に役立てていこうというような調査も行ってございます。

松尾委員 もう一点よろしいでしょうか。新宿区新しい図書館を考えるつどいで、第1回で中央図書館の見学をなさったということですがけれども、例えばその他の極めて先進的な図書館を見学したりするようなことは考えていないのでしょうか。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 考えるつどい、ワークショップ形式の会議につきましては、中央図書館の古い図書館の見学、その場の会議室で行いましたので、二、三十分でしたか、全体を案内して見学というような形をとらせていただきました。

基本計画策定委員会では先進的な図書館、新しい図書館という意味で、川口市の中央図書館を見学に行っております。

松尾委員 以前、熊谷委員から、ぜひ最新の図書館にしてほしいと、するのがよいと、そういう御意見があったと思えます。私も全く同意いたしますので、ぜひお考え得る限り、最高の、最新のものを取り入れてやっていただきたいと思えます。どうぞよろしく願います。

白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。

私から確認というか、質問ですが、報告1のところの上から2行目に「検討組織を設置する」という将来的な書き方になっているんですが、これは「設置した」、そしてその組織が基本計画策定委員会という認識でよろしいのでしょうか。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 大変申しわけございません、御指摘のとおりで

ございます。

白井委員長 今後の基本計画策定委員会の進め方というか、方向性というか、大ざっぱな流れでよろしいのですが、お聞かせ願えますでしょうか。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 来月第2回を開きまして、今回のアンケート調査等々、つどいも含めまして御報告を申し上げまして、先ほど申しましたように、分析を深めていただく予定です。その中から課題や抽出をして、こういう分析であるということをやっていきます。1月と2月にまた開きまして、その中からコンセプト、新しい図書館の目指す姿というようなものを出していきたいと考えております。

流れとしては、来年度、基本計画新中央図書館、名称はわかりませんが、基本計画という形でパブリックコメント等々の手続をとって策定していきたいと考えております。

白井委員長 ほかに御意見、御質問とかありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、報告事項は以上で終了いたします。

閉 会

白井委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後 2時50分閉会